

平成十九年農林水産省令第六十号

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除
についての特例に関する法律施行規則

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除につ
いての特例に関する法律（平成十九年法律第八十
一号）第二条第二項、第三項第一号及び第二号並
びに第六項の規定に基づき、カネミ油症事件関係
仮払金返還債権の免除についての特例に関する法
律施行規則を次のように定める。

（法第二条第二項の農林水産省令で定めるとこ
ろにより算定した額）

第一条 カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免
除についての特例に関する法律（以下「法」とい
う。）第二条第二項の農林水産省令で定め
るところにより算定した額は、同条第四項の申請
を行う日の属する年の前年又は前々年の世帯構
成員（同条第二項に規定する世帯構成員をい
う。以下同じ。）の収入の額から、これに対す
る所得税、道府県民税（都民税を含む。）及び
市町村民税（特別区民税を含む。）並びに所得
税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条
第二項に規定する社会保険料に相当する額を控
除して得た額の総額とする。

（法第二条第三項第一号の農林水産省令で定め
るところにより算定した金額）

第二条 法第二条第三項第一号の農林水産省令で
定めるところにより算定した金額は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額
（第四条第二号において「固定資産税評価額の
合計額」という。）から、世帯構成員の居住の
用に供するすべての土地（以下この条において
「居住用土地」という。）及び建物（以下この条
において「居住用建物」という。）の取得に要
する資金に充てるための借入金の高（同号に
おいて「借入金残高」という。）を控除して得
た額とする。

一 居住用土地の面積が二百平方メートル以下
の場合 居住用土地の固定資産税評価額（地
方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
第三百八十一条第一項から第四項までの規定
により土地課税台帳、土地補充課税台帳、家
屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録され
ている価格をいう。以下同じ。）の六分の一
に相当する額及び居住用建物の固定資産税評
価額の合計額

二 居住用土地の面積が二百平方メートルを超
える場合 居住用土地の固定資産税評価額を

当該土地の面積で除して計算した一平方メー
トル当たりの価格（以下この号において「一
平方メートル当たりの価格」という。）に二
百を乗じて得たものの六分の一に相当する
額、一平方メートル当たりの価格に居住用土
地の面積から二百平方メートルを控除して得
た面積を乗じて得た額及び居住用建物の固定
資産税評価額の合計額

（法第二条第三項第一号の農林水産省令で定め
る額）

第三条 法第二条第三項第一号の農林水産省令で
定める額は、二千八百五十万円とする。

（法第二条第三項第二号の農林水産省令で定め
るところにより算定した金額）

第四条 法第二条第三項第二号の農林水産省令で
定めるところにより算定した金額は、同項第一
号に規定する土地及び建物以外の世帯構成員が
所有するすべての固定資産（第一号において
「非居住用固定資産」という。）についての固定
資産税評価額並びに世帯構成員が所有するすべ
ての流動資産の価額の合計額から、次の各号に
掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 非居住用固定資産のうち、世帯構成員の事
業の用に供する土地及び建物並びに世帯構成員
が所有するその他の固定資産であつて、処
分することが困難であると認められるものに
ついでに固定資産税評価額
二 借入金残高が固定資産税評価額の合計額を
超える場合にあつては、当該超える額
三 教育費、医療費その他の日常生活に要する
と認められる費用に充てるために世帯構成員
が所有する流動資産の価額
（免除の手続）

第五条 歳入徴収官等（法第二条第一項に規定す
る歳入徴収官等をいう。）は、同項の規定によ
る免除をする場合には、免除する金額及び免除
の日付を明らかにした書面を同項に規定する債
権の債務者に送付しなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。